

部局長会議議事要録

1 日 時 平成16年2月27日(金) 13:00～15:12

2 場 所 事務局第3会議室

3 議 事

(1) 共同研究交流センターの設置について

学長から、本件については、地域共同研究センター、機器分析センター及び環境保全センターの管理運営に係る基本的方針に関する議事であるので、関係のセンター長に出席願っている旨の紹介があった。

引き続き、1月22日開催の部局長会議において、地域共同研究センター、機器分析センター及び環境保全センターを統合し、既存の枠組みにとらわれない横断的かつ効率的に先端的な研究の支援と産学官連携を推進する組織として「共同研究交流センター(仮称)」の新設を提案し、大筋で了承されたこと、また、本件については学部を持ち帰り検討願っていた旨の経過説明があった。

次いで、学長から、この共同研究交流センターの設置について、審議の提案があった。

この提案について、医歯薬学総合研究科長から、坂本地区の機器分析センター分室の運用面及び機器管理のための人員の配置について検討の要請があり、これに対し、機器分析センター長から、次のような説明があった。

○ 機器分析センター医学部分室に設置している機器類等に関しては、部局等が所有する機器が複数混在しているのが現状であるため、使用実績がないものについては処分するなど、調査の上整理し、効率的な運用を図りたい。また、医学部分室における機器管理のための人員の配置に関しては、今後、3センターの統合に際して検討したい。

以上の審議の結果、共同研究交流センターの設置準備を行うことが、提案どおり了承された。

なお、学長から、共同研究交流センターの設置予定日は、学長と3センター長で協議し決定したいので、学長に一任願いたい旨の提案があり、了承された。

(2) 学内共同教育研究施設等の長の選考について

学長から、本件については、各センター長の選考に関する議事であるので、保健管理センター所長、総合情報処理センター長、地域共同研究センター長、留学生センタ

一長及び機器分析センター長に出席願っている旨の紹介があった。

引き続き、全部局・センターに各センター長候補者の推薦を依頼した結果、部局等から資料1のとおり候補者の推薦があった旨と、検討の結果、後任の保健管理センター所長、総合情報処理センター長、地域共同研究センター長、留学生センター長、機器分析センター長について提案があり、審議の結果、提案どおり了承された。

なお、了承の後、学長から、法人化後の学内共同教育研究施設等の長の選考方法については、現在検討中であるため、共同研究交流センター（仮称）の設置の時期等も勘案し、改めて機会を見て提案し、検討願いたいと考えている旨の説明が加えられた。

(3) 平成16年度保健管理センター非常勤講師の採用について

学長から、本件については、保健管理センターの教授会としての審議であるので、学内共同教育研究施設等の長の代表である保健管理センター所長については、同センター所長としても出席願っている旨の紹介があった。

続いて、学長から、平成16年度保健管理センター非常勤講師採用について審議の提案があった後、保健管理センター所長から、学生のメンタル相談のための非常勤講師の採用について資料2に基づき説明があり、審議の結果、提案どおり了承された。

(4) 法人化後の会計関係規程等（案）について

学長から、法人化後の会計関係規程に関しては、①法人化後の財務会計制度の中で、主に部局長の管理責任について定めた規程について提案すること、②他大学の情報や監査法人の助言等を踏まえて作成しているが、今後、具体の業務を行う事務部と十分調整を行う必要があること、③2月24日開催の事務連絡協議会で提案し、検討を依頼していることについて説明があった後、本日は、規程の骨子について説明し、その趣旨を了承願いたい旨の説明があった。

続いて、経理部長から、法人化後の会計関係規程として、①長崎大学職員宿舍管理規程、②長崎大学固定資産管理規程、③長崎大学たな卸資産管理規程、④長崎大学資金管理規程、⑤長崎大学授業料、入学料、検定料及び寄宿料徴収規程、⑥長崎大学旅費規程について、資料3-1から資料3-6に基づき説明があった。

この後、学長から、法人化後の会計関係規程については調整を行う部分があるため、規程の趣旨を了承願いたい旨と、今後の調整については学長に一任願いたい旨の提案があり、了承された。

次に、総務部長から、法人化後の事務組織規則等として、長崎大学事務組織規則については資料3-7に基づき、長崎大学事務連絡協議会規程については資料3-8に基づいて、それぞれ説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

なお、経済学部長から、長崎大学財務委員会規則の中の「資産」の定義と、「財務」の具体的な内容等について説明願いたい旨の発言があり、これに対し、経理部長

から、次のような説明があった。

- 資産運用については、準用通則法に規定している余裕金をはじめ、土地、建物の貸付けなどの資金全般の運用を想定している。

法人化後の国立大学法人の会計は、国立大学法人法第4章において「財務及び会計」として位置付けられており、法人化後は、これまでの国による会計法規に則した単なる会計機関ではなく、大学において意思決定された予算計画や収支計画等に基づいて、予算管理、契約管理、資産管理、資金管理等の業務を大学法人独自で行うこととなる。また、予算・決算の最終決定は役員会であるが、財務委員会は各部署の意見等をくみ上げるなどの重要な役割がある。

加えて、事務局の担当部署の名称についても、現行の国としての「経理部」とは異なり、大学法人の財務及び会計全般について所掌することとなることから、「財務部」という名称が妥当と考えている。

(5) 南西ウェールズがん研究所（英国）との学術交流協定の締結について

副学長（研究・地域連携担当）から、南西ウェールズがん研究所の概要及び本学との交流状況等について、資料4に基づき説明があり、審議の結果、大学間学術交流協定を締結することが了承された。

(6) ケニヤッタ大学（ケニア）との学術交流協定の締結について

副学長（研究・地域連携担当）から、ケニヤッタ大学の概要及び本学との交流状況等について、資料5に基づき説明があり、審議の結果、大学間学術交流協定を締結することが了承された。

(7) テキサスA&M大学システムヘルスサイエンスセンター（米国）との学術交流協定の終結について

副学長（研究・地域連携担当）から、テキサスA&Mシステムヘルスセンターとの学術交流協定の終結理由等について資料6に基づく説明と、全部局に同センターとの今後の交流予定がないことを確認した旨の説明があり、審議の結果、大学間学術交流協定を終結することが了承された。

(8) 四川大学化学学院（中国）との学術交流協定に基づく学生交流に関する覚書の締結について

副学長（教学担当）から、平成15年12月19日開催の部局長会議で了承された医歯薬学総合研究科と四川大学化学学院との学術交流協定については、3月に協定締結を行う予定である旨の報告の後、本学術交流協定に基づく学生交流に関する覚書の締結について資料7に基づき説明があり、審議の結果、学生の交流に関する覚書を締

結することが了承された。

(9) 延世大学校（韓国）との学術交流協定に基づく学生交流に関する覚書の締結について

副学長（教学担当）から、平成15年11月18日に締結された延世大学校との大学間学術交流協定書に基づく学生交流に関する覚書の締結について、資料8に基づき説明があり、審議の結果、学生の交流に関する覚書を締結することが了承された。

(10) 平成16年度予算配分骨子（第3次案）について

学長から、平成16年度の予算配分については、平成15年11月21日開催の部局長会議で平成16年度予算配分骨子（第1次案）を提示し、部局長会議における意見、部局からのヒアリングの結果等を踏まえ第2次案を作成し、さらに、平成16年度予算の示達を受け、1月22日開催の部局長会議において平成16年度予算配分骨子（第3次案）を提示し、審議願った旨の経過説明があった。

引き続き、経理部長から、平成16年度予算配分骨子（第3次案）について、資料9に基づき説明があり、審議の結果、原案については大筋了承された。

次いで、学長から、本案が最終案として大筋了承されたので、本日開催の評議会に付議する旨の説明があった。加えて、今後の手続きとして、①3月1日に教育・研究費等の予算枠を各部局へ提示し、これを受けて各部局において部局予算案を作成し、3月12日までに部局予算案を提出願うこと、②この各部局の予算案を取りまとめ、調整の上、平成16年度予算案として3月中に提示するが、この際に、留保予算、大学高度化推進経費のうち当初配分ができる経費についても、併せて提示する旨の説明があった。

なお、学長から、大学全体として競争的資金の獲得の努力をしない限り、今後の人員の獲得、施設の拡充などは到底望めないで協力願いたい旨の発言があった。

また、審議の過程で大要次のような質疑応答があった。

○ 各部局に配分された予算に関し、部局内で物件費を人件費に流用することなどは可能となるのか。

△ 人件費については、職員の定員の関連などから経理部で管理し、年度末に所要額が確定した時点で各部局に予算を配分することとなる。物件費については、原則、各セグメントの責任で執行願うこととしている。年度途中の職員等の採用などにより、人件費の過不足が生じた場合には、部局内で物件費を人件費に流用するのではなく、大学全体として調整することとなる。

○ 出面職員の採用に関しては、従来どおり物件費からの支出となるのか。

△ 出面職員に関しては、最終的には人件費として決算をすることとなるが、当初は物件費からの支出となる。

- 附属病院の収入が診療等により増収となった場合は、増収分は次年度に使用できるのか。
- △ その年度の増収分が、附属病院の努力によるものと評価がされれば、附属病院の積立金となり翌年度に繰り越されるが、そのような評価がなければ、大学全体で欠損金が出た場合に充当する積立金となる。
- 法人化後は、附属病院の医師の宿日直のための手当が新たに必要となるため、人件費を措置願いたい。
- △ 本件については、大学全体の時間外の勤務手当に関する対応と併せて検討することとしたい。

(11)受動喫煙の防止について

学長から、1月22日開催の部局長会議において、受動喫煙の防止に関して具体的な検討を進めるため、各部局における受動喫煙の防止に関する具体的な取り組み状況と、今後の方針などを報告願いたい旨の事前準備の依頼をしていた旨の経緯説明があった後、各部局における受動喫煙防止対策の実施状況については、資料10のとおりである旨の説明があった。また、本件については、保健管理センター運営委員会委員長（保健管理センター所長）から、学内での禁煙・分煙対策についての要望書が提出されている旨の説明が加えられた。

次いで、各部局における受動喫煙の防止等に関する具体的な取り組み状況等として、大要次のような報告があった。

[教育学部]

平成16年4月から、全館を禁煙とすることを決定した。

[経済学部]

現在、検討中である。

[医学部]

平成15年10月から、分煙を実施している。また、キャンパスのたばこの自動販売機は、すべて撤去した。

[歯学部]

平成14年4月から、建物の踊り場を含む廊下は全面禁煙としている。また、病棟には、患者用の喫煙場所が一か所あるが、排吸煙装置を取り付けている。

[薬学部]

平成15年6月から、全館を禁煙としている。屋外では、出口付近に二か所の喫煙場所を設置している。

[工学部]

平成15年9月から、建物内において人が集まる箇所は全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置している。また、ピロティ等での歩行喫煙対策のため、歩行喫煙禁止の掲

示を行った。

[環境科学部]

建物内はすべて禁煙とし、中庭に喫煙場所を設置している。

[水産学部]

平成15年11月から、分煙を実施している。建物内は禁煙とし、屋外に灰皿を置いている。

[熱帯医学研究所]

具体的な結論は出ていないが、実質的に分煙を実施している。

[附属図書館]

館内は、全面禁煙にしている。なお、入口付近で喫煙している者が多く、全学的な協力の下で、何らかの対応ができればと考えている。

[医療技術短期大学部]

玄関付近の灰皿の撤去について、検討中である。

[事務局]

事務局各部分煙が実行されるよう努力している。基本的には、執務室においては、勤務時間内は禁煙となっている。

[学務部所管の施設]

歩行喫煙の防止に関して、掲示により周知することを検討中である。

引き続き、審議が行われ、①事務局横のキャッシュコーナーなどの建物外における受動喫煙防止対策について検討願いたいこと、②部局における個別の対応のみでなく、学内に喫煙場所を設けるなど、大学全体での措置を検討願いたい旨の意見があった。

以上のような報告等を受け、審議の結果、学長から、各部局の受動喫煙の防止対策を起点として、分煙に関するルール確立を急ぐと共に、構内における歩行喫煙の禁止を近々のうちに実施したい旨の提案があり、了承された。

4 報告事項

(1) 第7回長崎大学運営諮問会議の開催について

学長から、第7回長崎大学運営諮問会議を、3月13日(土)15時からホテルセントヒル長崎で開催する旨、また、会議終了後に会費制による懇親会を実施する旨の説明があり、部局長の出席について依頼があった。

(2) 平成16年度21世紀COEプログラムの申請について

学長から、本学が申請する平成16年度21世紀COEプログラムについては、昨年12月から意見交換会等を行い検討した結果、資料11のとおり3件のプログラム

を本学として申請する旨の報告があった。

(3) 平成15年度教育改善推進費（学長裁量経費）の配分について

学長から、平成15年度教育改善推進費（学長裁量経費）「教育研究改革・改善プロジェクト経費」のうち、配分額に残を生じた「在外研究員等旅費」について追加募集を行った結果、17件の応募があり、資料12のとおり9件のプロジェクトを採択した旨と、選考及び配分額の決定に当たっての査定の経過等について、詳細な報告があった。

次に、国際交流課長から、従来の文部科学省在外研究員制度については今年度で廃止され、平成16年度から、大学改革推進等補助金「海外先進教育研究実践支援プログラム」として対象機関を国公私立大学、短期大学、高等専門学校に拡大し、新規の補助金となることについて、文部科学省から資料12（3頁）のような通知があった旨の報告があった。

この報告を受け、学長から、「海外先進教育研究実践支援プログラム」に対する本学からの申請等に関しては、今後、大学全体で知恵を出し合って、具体的に考えていきたい旨の発言があった。

(4) 大学知的財産本部構想、TLO設立準備合同ワーキング・グループについて

副学長（企画担当）から、1月26日、2月9日・16日・23日に開催した大学知的財産本部構想、TLO設立準備合同ワーキング・グループにおける検討状況として、長崎TLOの設立に関しては、株式会社長崎TLOの登記が1月29日に完了したことなどについて、報告があった。

次いで、大学知的財産本部構想に関し、1月22日開催の部局長会議で提示した長崎大学知的財産ポリシー（案）及び長崎大学職務発明取扱規程（案）については意見が出されたので、本ワーキング・グループで検討し、次回の部局長会議で修正後の案を提示する旨の説明と、知的財産本部の組織について、追加資料に基づき報告があった。

(5) 第12回長崎大学ファカルティ・ディベロップメントの開催について

副学長（教学担当）から、3月8日（月）から11日（木）に開催する第12回長崎大学ファカルティ・ディベロップメントについて、資料13に基づき報告があった。

なお、片淵地区、坂本地区からの要請があれば、別途開催も考慮する旨の説明が加えられた。

(6) 平成15年度長崎大学外国人留学生卒業・修了懇談会の実施について

副学長（教学担当）から、平成15年度長崎大学外国人留学生卒業・修了懇談会を、

3月11日(木) 18時から長崎厚生年金会館で実施する旨の報告があった。

(7) 事務局の改修工事について

設備課長から、法人化後の理事室等の設置に伴う事務局の改修工事について、現在の進捗状況及び今後の日程等の報告があった。なお、詳細については、本学のホームページに掲載している旨の説明が加えられた。

(8) その他

ア 法人化後の給与二次送金停止及び送金手数料の有料化について

経理部長から、法人化後の給与の二次送金停止及び送金手数料の有料化について、次のような報告があった。

- 給与の口座振込みに関しては、従来、国からの振込みであることから二次送金は無料であったが、法人化に際し、送金手数料の有料化は避けられない状況であるため、二次送金はすべて停止することとなった。

法人化後は、全国の銀行、郵便局への給与の振込みが可能となるが、準備の都合上6月からの実施となるため、4月・5月に給与の二次送金が必要な場合には、各人でそれぞれの銀行と手続きを行い、送金手数料についても各人で負担願いたい。

なお、本件については、文書や本学のホームページで周知するので、協力願いたい。

イ 旅費等の振込先変更の協力依頼について

経理部長から、旅費等の振込先変更に関して、次のような協力依頼があった。

- 法人化後は、職員への旅費、共済組合短期給付・貸付金等の銀行振込手数料は有料化となり、その経費は大学及び共済組合の負担となる。このため、十八銀行大橋支店に本学の口座を開き、同行から職員への旅費等を振り込む予定であるので、大学等の振込手数料の負担軽減のため、職員の旅費等の振込先を十八銀行大橋支店へ変更するよう協力願いたい。

ウ 3月の部局長会議の開催日時について

総務課長から、3月の部局長会議の開催日時について、連絡があった。

以 上